

平成 26 年 3 月 28 日

各地方整備局道路部路政課長 殿

北海道開発局建設部建設行政課長補佐 殿

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

総務部管理課長 殿

道路局路政課

道路利用調整室課長補佐

消費税率改定に伴う道路法施行令の一部改正等における
事務処理上の留意事項について

道路法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 88 号）及び開発道路に関する占用料等徵収規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 36 号）が 3 月 28 日に公布され、それぞれ 4 月 1 日から施行されることに伴い占用料の額の算定に関する取扱いが変更されるので、下記事項について留意いただくようお願いします。なお、都道府県におかれでは、貴管下各道路管理者（政令市を除く。）に対しても参考送付願います。

記

1. 改正の趣旨

今回の改正は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、消費税率が 5% から 8%（消費税 6.3% + 地方消費税 1.7%）となつたことに伴う率の改定です。

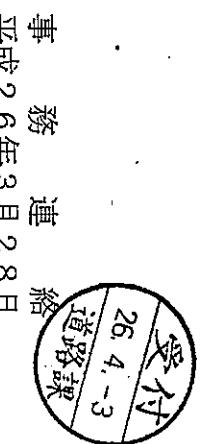
2. 留意事項

(1) 改正後の道路法施行令（以下「施行令」という。）第19条第2項又は開発道路に關する占用料等徵収規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定を適用して占用料の額を算定する場合において、1.08を乗じて得た額に1円未満の端数が生じるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律」の適用により、その端数は切り捨てることとなります。

(2) 従来道路局長通達等により占用料の額の減額措置が行われているもののうち、占用の期間が一月末満のものに關する取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 施行令又は規則で定める額（注）に対する減額率を定めているものにあつては、改正後の施行令第19条第2項又は規則第3条第2項の規定により算定した額について減額することとなります（減額した額に対して、更に1.08を乗じて算定するものではありません）。
- ② 施行令又は規則別表の占用料の欄に定める額に替えて別の額を定めてい るものにあっては、従来の方法により算定した額に1.08を乗じて算定した額が、平成26年4月1日以降徵収すべき占用料の額となります。
- （注）「施行令又は規則で定める額」とは、施行令第19条の2第1項又は第2項又は規則第3条第1項又は第2項の規定により算定した額を示すものです。

(3) 「消費税率改定に伴う道路法施行令の一部改正等に伴う事務処理上の留意事項について」（平成9年4月1日付け路政課長補佐事務連絡）は廃止します。



各都道府県担当課長 殿
各指定市担当課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐

消費税率改定に伴う道路法施行令の一部改正等における
事務処理上の留意事項について

標記の件について、別紙のとおり各地方整備局等あて通知しましたので、参考
までに送付します。
なお、都道府県においては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの
旨通知願います。